

総会規則

第1条（目的）

一般社団法人柏崎青年会議所（以下、本会議所）の総会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2条（招集の通知）

総会の通知には、定款第29条第2項に掲げる事項を記載するとともに、定款第29条第4項に定める総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使することができることとするときは、総会参考書類及び議決権行使書、出席票そのほか必要な書類を同封・添付しなければならない。

第3条（代理人の出席）

正会員の代理人として総会に出席する者は、会場の受付において委任状の確認等によりその資格を明らかにしなければならない。

第4条（正会員以外の者の出席）

理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

2. 議長は、議長、理事又は監事を補助するために、正会員以外の者を総会に出席させることができる。

第5条（議長の権限）

議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2. 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。

（1）正会員又はその代理人として出席した者であつて、その資格を有しないことが判明した者

（2）議長の指示に従わない者

（3）総会の秩序を乱した者

3. 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

第6条（定足数の確認）

議長は、総会の開会に際し、事務局長に出席者数を確認させ、会場に報告させなければならない。

第7条（開会の宣言）

開会の予定時刻が到来したときは、議長は自ら議場に開会を宣言するか、議長が予め指名した正会員に宣言をさせることができる。

第8条（開会時刻の繰り下げ）

議長は、交通機関の影響等特にやむを得ない事由がある場合には、開会時刻を繰り下げることができる。この場合、既に入場している正会員に対して遅滞なく繰り下げられた時刻を通知しなければならない。

第9条（議題の付議の宣言）

議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

2. 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。但し、理由を述べてその順序を変更することができる。

3. 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

第10条（理事等の報告又は説明）

議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事に対しその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

2. 正会員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。但し、当該事項が当該総会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることが正会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合と議長が認める場合はこの限りではない。

3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第43条又は第44条の規定により正会員から提案があった場合、議長はその正会員に議題の説明を求め、また、理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせることができる。

第11条（議題の審議）

議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

2. 発言の順序は、議長が決定する。

3. 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

第12条（議事進行動議）

正会員は、総会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

2. 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。
3. 議長は、第1項の動議が、総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用に当たるとき、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなきときは直ちに却下することができる。

第13条（採決）

議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し採決することができる。

2. 議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。
3. 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
4. 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。
5. 修正案の採決においては、書面又は電磁的方法によって、原案に賛成の旨行使された議決権については、修正案に反対の意思が表明されたものとして、また、原案に反対又は棄権の旨行使された議決権については、修正案の採決につき棄権したものとして取り扱う。
6. 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
7. 議長は採決に先立って、議題及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。

第14条（出席した正会員の議決権の数）

総会の決議については、次の数の合計数を出席した正会員の議決権の数とする。

- (1) 出席した正会員本人の議決権の数
- (2) 代理人を出席させた正会員の議決権の数
- (3) 議決権行使書を開催日の前日までに提出した正会員の議決権の数
- (4) 電磁的方法により開催日の前日までに議決権を行使した正会員の議決権の数

第15条（採決結果の宣言）

議長は、採決が終了した場合には、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

第16条（休憩）

議長は、必要と認めるときは、再開時刻を定めて、休憩を宣言することができる。

第17条（延期又は続行）

総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

2. 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所について決議しなければならない。但し、その決定を議長に一任することができる。
3. 前項但し書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに正会員に通知しなければならない。
4. 延会又は継続会の日は、当初の総会の日より30日以内の日としなければならない。

第18条（閉会）

議長は、すべての議事が終了した場合又は延期若しくは続行が決議された場合は、閉会を宣言する。

第19条（議事録）

総会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、次の各号に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。また、議長、理事長及び正会員のうちから選任された議事録署名人がこれに署名押印しなければならない。
 - (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員数（書面議決者及び議決委任者を含む。）
 - (4) 決議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項

第20条（本規則の変更・廃止）

本規則に定めのない事項についてや、本規則の変更及び廃止については理事会によってこれを定めるものとする。

附 則

本規則は2013年1月10日より施行する。